

○内閣府令第 号
厚生労働省

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(金銭債権等と預金等との誤認防止)</p> <p>第八十七条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 前項の場合において、金庫は、同項の規定による掲示の内容を当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなればならない。</p> <p>(休日の承認の申請等)</p> <p>第一百十条 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 令第六条第三項の規定による<u>掲示及び閲覧に供する措置の方法</u>を記載した書面</p> <p>2 「略」</p> <p>3 金庫は、令第六条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしななければならない。</p> <p>4 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(金銭債権等と預金等との誤認防止)</p> <p>第八十七条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>(休日の承認の申請等)</p> <p>第一百十条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 令第六条第三項の規定による<u>掲示の方法</u>を記載した書面</p> <p>2 「同上」</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>3 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。</p>

「一〇三 略」

(業務取扱時間)

第百十一条 「略」

「2・3 略」

4 金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〇三 略」

(臨時休業の届出等)

第百十二条 金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一 「略」

二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 「略」

「2・3 略」

4 銀行法第十六条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

「一〇三 同上」

(業務取扱時間)

第百十一条 「同上」

「2・3 同上」

4 金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

「一〇三 同上」

(臨時休業の届出等)

第百十二条 「同上」

一 「同上」

二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 略〕

6 銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 略〕

(廃業等の公告等)

第百十九条 金庫は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び揭示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 銀行法第三十八条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(委託契約書の案の記載事項)

第二百二十三条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜八 略〕

九 労働金庫代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十 〔略〕

2 〔略〕

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 同上〕

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 同上〕

(廃業等の公告等)

第百十九条 金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び揭示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

〔項を加える。〕

(委託契約書の案の記載事項)

第二百二十三条 〔同上〕

〔一〜八 同上〕

九 労働金庫代理業の内容並びに労働金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示に関する事項

十 〔同上〕

2 〔同上〕

(標識の様式等)

第二百二十八条 「略」

2|| 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 そのウェブサイトがない場合

三 その行う労働金庫代理業が一の労働金庫代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該労働金庫代理業再委託者が、当該労働金庫代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該労働金庫代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

(預金等との誤認防止等)

第三百三十三条 「略」

〔2〕4 略〕

5|| 第二項の場合において、労働金庫代理業者は、同項の規定による揭示の内容を当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第二百二十八条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

(標識の様式)

第二百二十八条 「同上」

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(預金等との誤認防止等)

第三百三十三条 「同上」

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

(特定労働金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第四百四十二条の二 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するものとする。

一 「略」

二 令第七条の二第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2 「略」

3 令第七条の二第三項の規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第二百二十八条第三項各号に掲げる場合とする。

4 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一・二 略」

(特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等)

第四百四十三条 「略」

「2・3 略」

4 特定労働金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更

(特定労働金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第四百四十二条の二 「同上」

一 「同上」

二 令第七条の二第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

3 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 同上」

(特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等)

第四百四十三条 「同上」

「2・3 同上」

4 特定労働金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更

をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第二百二十八条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一・二 略」

5 「略」

6 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第二百二十八条第三項各号に掲げる場合を除き、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第四百四十四条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

「一〜四 略」

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合（次項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

「一〜五 略」

をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 同上」

5 「同上」

6 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第四百四十四条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

「一〜四 同上」

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〜五 同上」

3|| 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第二百二十八条第三項各号に掲げる場合とする。

4|| 特定労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5|| 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第四号に該当する場合

三 「略」

(所属労働金庫の廃業等の掲示等)

第四百四十五条 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属労働金庫から通知を受けた内容及び当該所属労働金庫における預金等その他その行う労働金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2|| 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第二百二十八条第三項各号に掲げる場合とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

3|| 「同上」

一 「同上」

二 前項第四号に該当する場合

三 「同上」

(所属労働金庫の廃業等の掲示)

第四百四十五条 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属労働金庫から通知を受けた内容及び当該所属労働金庫における預金等その他その行う労働金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(所属労働金庫による労働金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第百五十一条 所属労働金庫は、労働金庫代理業者の労働金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇五 略〕

六 所属労働金庫の名称、労働金庫代理業者であることを示す文字及び当該労働金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第百二十八条第三項各号に掲げる場合を除き、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

〔七〇九 略〕

2
〔略〕

(所属労働金庫による労働金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第百五十一条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 所属労働金庫の名称、労働金庫代理業者であることを示す文字及び当該労働金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

〔七〇九 同上〕

2
〔同上〕

別紙様式第12号 (第128条第1項関係) [略]

別紙様式第13号 (第147条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

労働金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名称
氏名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～3 略]

4 使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

2 [略]

[5・6 略]

別紙様式第12号 (第128条関係) [同左]

別紙様式第13号 (第147条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

労働金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名称
氏名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～3 同左]

4 使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する使用人について記載すること。

2 [同左]

[5・6 同左]

別紙様式第14号 (第147条第1項関係)

(日本産業規格A4)

労働金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ） 年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称

代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～3 略]

4 役員及び使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

2 [略]

[5・6 略]

別紙様式第14号 (第147条第1項関係)

(日本産業規格A4)

労働金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ） 年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称

代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～3 同左]

4 役員及び使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2 [同左]

[5・6 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る労働金庫代理業に関する報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る労働金庫代理業に関する報告書については、なお従前の例による。